

(証券コード 8960)
(発信日) 2025年 8月12日

投 資 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー18階
ユナイテッド・アーバン投資法人
執行役員 朝 谷 健 民

第13回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第13回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のウェブサイト「第13回投資主総会招集ご通知」として掲載しております。

※本投資主総会におきましては、書面交付請求のお申し出の有無にかかわらず、すべての投資主様に書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

■本投資法人ウェブサイト

<https://www.united-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html>



■東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※銘柄名（ユナイテッド・アーバン投資法人）又は証券コード「8960」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」をお選びください。



書面によって議決権を行使いただく場合には、投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、本投資主総会の日時の直前の営業時間の終了時（2025年8月26日（火曜日）午後5時30分）までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人規約において、「みなし賛成」に関する規定を定めておりますので、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。（本投資法人規約における「みなし賛成」の規定は後掲をご参照願います。）

敬 具

記

1. 日 時： 2025年8月27日（水曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所： 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
The Okura Tokyo オークラ プレステージタワー 2階「オーチャード」
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 投資主総会の目的である事項：
決 議 事 項
第1号議案： 規約一部変更の件
第2号議案： 執行役員1名選任の件
第3号議案： 補欠執行役員1名選任の件
第4号議案： 監督役員2名選任の件
第5号議案： 補欠監督役員1名選任の件
4. お知らせ

○議決権行使書面のご返送時の留意点

- ・ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

○当日の総会ご出席の際のお願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ではございますが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である丸紅リートアドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

○その他

- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記本投資法人のウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・本投資主総会の各議案の決議結果に関するご通知は発送いたしません。各議案の決議結果につきましては、本投資主総会終了後に本投資法人のウェブサイトに掲載いたしますので、予めご了承ください。

◎本投資法人規約におけるみなし賛成に関する規定（現行規約第15条第1項から第3項）

（みなし賛成）

第15条 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。

2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しないものとします。

- （1） 執行役員、監督役員又は会計監査人の解任
- （2） 規約の変更（但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限ります。）
- （3） 解散
- （4） 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に対する承認
- （5） 投資法人による資産運用委託契約の解約

3. 第1項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 提案の理由

(1) 執行役員及び監督役員の員数について、本投資法人の資産規模等を考慮し、その適正な運営に必要な役員数と、役員数の増大による負担との均衡を図るために、上限を設けるように変更を行うものです（規約変更案第18条）。また、当該変更に伴い、必要となる表現の調整を行うものです（規約変更案第10条第1項、第12条及び第21条第1項）。

(2) 本投資法人の主たる投資対象地域に関して、ホテルについては、現行規約の地域に加え、安定収益の確保が見込める他の地域も主たる投資対象地域に含めるよう変更を行うものです（規約変更案第27条第2項）。

(3) 信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり「中小企業等協同組合法」及び「信用金庫法」に基づく出資を行う必要があるところ、かかる出資が本投資法人の投資対象に含まれることを明確に規定するべく、本投資法人の投資対象にこれらの出資を追加するとともに、これに伴う条項数の変更を行うものです（規約変更案第28条第5項）。

2 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
(投資主総会の招集) 第10条 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づいて、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名<u>以上</u>の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が投資主総会を招集します。 2.（記載省略）	(投資主総会の招集) 第10条 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づいて、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が投資主総会を招集します。 2.（現行のとおり）
(投資主総会の議長) 第12条 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名<u>以上</u>の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたります。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において予め定めた順序に従い、監督役員の1名がこれにあたります。	(投資主総会の議長) 第12条 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたります。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において予め定めた順序に従い、監督役員の1名がこれにあたります。

現 行 規 約	変 更 案
(執行役員及び監督役員の員数並びに役員会の構成) 第18条 本投資法人の執行役員は<u>1名以上</u>、監督役員は<u>2名以上</u>（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とします。）とし、執行役員と監督役員は役員会を構成します。	(執行役員及び監督役員の員数並びに役員会の構成) 第18条 本投資法人の執行役員は<u>2名以内</u>、監督役員は<u>3名以内</u>（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とします。）とし、執行役員と監督役員は役員会を構成します。
(役員会招集者) 第21条 法令に別段の定めがある場合のほか、役員会は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2名以上</u>の場合には役員会において定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集します。 2.（記載省略）	(役員会招集者) 第21条 法令に別段の定めがある場合のほか、役員会は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合には役員会において定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集します。 2.（現行のとおり）
(投資態度) 第27条 （記載省略） 2. 本投資法人の投資する不動産（本項においては、不動産を除く不動産等（第28条第2項各号に掲げる資産をいいます。以下同じです。）、不動産対応証券（第28条第3項に定義します。また、権利を表示する証券が発行されていない場合には、当該証券に表示されるべき権利を含みます。以下同じです。）、特定社債券及び不動産関連ローン等資産（第28条第4項第6号に定義します。以下同じです。）の各裏付けとなる不動産を含みます。）の用途は、商業施設、オフィスビル、ホテル、住居、その他とし、投資対象地域は主として、首都圏並びに政令指定都市をはじめとする日本全国の主要都市及びそれぞれの周辺部とします。また、インフラ等関連資産（第28条第4項第13号に定義します。以下同じです。）の投資対象地域は日本国内に限るものとします（なお、インフラ等関連資産の各裏付けとなる資産を含みます。）。) 3.～5.（記載省略）	(投資態度) 第27条 （現行のとおり） 2. 本投資法人の投資する不動産（本項においては、不動産を除く不動産等（第28条第2項各号に掲げる資産をいいます。以下同じです。）、不動産対応証券（第28条第3項に定義します。また、権利を表示する証券が発行されていない場合には、当該証券に表示されるべき権利を含みます。以下同じです。）、特定社債券及び不動産関連ローン等資産（第28条第4項第6号に定義します。以下同じです。）の各裏付けとなる不動産を含みます。）の用途は、商業施設、オフィスビル、ホテル、住居、その他とし、投資対象地域は主として、首都圏並びに政令指定都市をはじめとする日本全国の主要都市及びそれぞれの周辺部とします。<u>ただし、ホテルについては、上記の地域のほか、安定収益の確保が見込めるその他の地域もその主たる投資対象地域に含まれるものとします。</u>また、インフラ等関連資産（第28条第4項第13号に定義します。以下同じです。）の投資対象地域は日本国内に限るものとします（なお、インフラ等関連資産の各裏付けとなる資産を含みます。）。) 3.～5.（現行のとおり）

現 行 規 約	変 更 案
(資産運用の対象とする資産の種類) 第28条 (記載省略) 2.～4. (記載省略) 5. 本投資法人は、第2項から第4項までに定める特定資産のほか、以下に掲げる資産に投資することがあります。但し、第26条に定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合又は本投資法人の組織運営に必要若しくは有用と認められる場合(本投資法人の商号に係る商標権等に投資する場合を含みます。)に投資できるものとします。 (1)～(8) (記載省略) (新設) (新設) (9) 第1号から第8号までのほか、不動産等、不動産対応証券、不動産関連ローン等資産又はインフラ等関連資産の投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利 (10) 外国の法令に基づく第1号から第9号までに掲げる資産と同様の性質を有する資産	(資産運用の対象とする資産の種類) 第28条 (現行のとおり) 2.～4. (現行のとおり) 5. 本投資法人は、第2項から第4項までに定める特定資産のほか、以下に掲げる資産に投資することがあります。但し、第26条に定める資産運用の基本方針若しくは借入れのために必要若しくは有用と認められる場合又は本投資法人の組織運営に必要若しくは有用と認められる場合(本投資法人の商号に係る商標権等に投資する場合を含みます。)に投資できるものとします。 (1)～(8) (現行のとおり) (9) 「中小企業等協同組合法」に定める出資 (10) 「信用金庫法」に定める出資 (11) 第1号から第10号までのほか、不動産等、不動産対応証券、不動産関連ローン等資産又はインフラ等関連資産の投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利 (12) 外国の法令に基づく第1号から第11号までに掲げる資産と同様の性質を有する資産
制定 2003年10月28日 改定 2003年11月20日 2005年 8 月30日 2007年 8 月30日 2009年 8 月28日 2010年 6 月29日 2011年 8 月31日 2013年 8 月30日 2015年 8 月28日 2017年 8 月28日 2019年 8 月29日 2021年 8 月31日 2021年12月 1 日 2023年 8 月29日	制定 2003年10月28日 改定 2003年11月20日 2005年 8 月30日 2007年 8 月30日 2009年 8 月28日 2010年 6 月29日 2011年 8 月31日 2013年 8 月30日 2015年 8 月28日 2017年 8 月28日 2019年 8 月29日 2021年 8 月31日 2021年12月 1 日 2023年 8 月29日 <u>2025年 8 月27日</u>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員朝谷健民は、2025年8月31日をもって任期満了となります。つきましては、2025年9月1日付で新たに執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案における執行役員の任期は、現行規約第20条第1項の定めに基づき、就任する2025年9月1日より2年とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、監督役員の全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当、並びに重要な兼職の状況	
あさたに けんみん 朝谷 健民 (1963年5月2日)	1986年4月	丸紅株式会社入社 海外建設部
	1988年4月	同社 開発建設総括部
	1989年4月	イラク海外開発建設工事事務所 出向
	1991年4月	タイC.I.M Development Co., Ltd 出向
	1994年4月	丸紅株式会社 開発建設総括部
	1999年4月	同社 企画推進部
	2000年4月	同社 開発建設総括部
	2003年4月	同社 建設工事業室
	2004年10月	丸紅設備株式会社 出向
	2005年12月	丸紅株式会社 建設工事業室
	2006年4月	同社 エステートマネジメント部
	2008年2月	丸紅アセットマネジメント株式会社 出向 取締役
	2015年2月	ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社(現 丸紅リートアドバイザーズ株式会社) 出向
		コーポレート・オペレーション・チーム 部長 兼 法務・リスク管理チーム 部長
	2018年4月	丸紅リアルエステートマネジメント株式会社 出向 営業総括部長
	2019年5月	ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社 出向 チーフ・フィナンシャル・オフィサー 兼 ファイナンス 部長 兼 総務経理部長
	2023年9月	ユナイテッド・アーバン投資法人 執行役員(現職)

- ・上記執行役員候補者は、他の法人等の代表者又は他の投資法人の執行役員等の兼務をしておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第2項の定めに基づき、2025年9月1日より2年とします。

また、本議案において選任される補欠執行役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、監督役員の全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
ば たい じゅんいち 馬 純 一 (1968年8月27日)	1991年 4 月	丸紅株式会社入社 大阪開発建設第一部
	1999年 4 月	同社 開発建設第二部
	2003年 4 月	同社 東京住宅開発第二部
	2008年 4 月	同社 住宅開発第二部
	2010年 4 月	同社 住宅開発第一部
	2011年 4 月	同社 開発建設事業部
	2013年 4 月	同社 開発建設第一部
	2015年 4 月	ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社(現 丸紅リートアドバイザーズ株式会社) 出向 インベストメント・チーム 部長
	2016年 4 月	同社 資産運用本部 本部長
	2017年 4 月	丸紅株式会社 不動産開発事業部 部長
	2022年 4 月	丸紅都市開発株式会社 出向 代表取締役
	2022年 4 月	丸紅不動産流通株式会社 代表取締役
	2023年 4 月	ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社(現 丸紅リートアドバイザーズ株式会社) 出向 代表取締役 社長執行役員 (現職)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用に係る業務を委託している資産運用会社である丸紅リートアドバイザーズ株式会社の代表取締役であります。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員岡村憲一郎及び関根久美子の両名は、2025年8月31日をもって任期満了となります。つきましては、2025年9月1日付で新たに監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における監督役員の任期は、現行規約第20条第1項の定めに基づき、就任する2025年9月1日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	
1	おかむら けんいちろう 岡村 憲一郎 (1971年8月18日)	1994年4月 1997年4月 2007年2月 2011年6月 2011年6月 2015年6月 2015年6月 2016年6月 2019年9月	みずず監査法人入所 公認会計士登録 かえで会計アドバイザリー株式会社 代表取締役(現職) かえで税理士法人 代表社員 CYBERDYNE株式会社 社外監査役(現職) SGホールディングス株式会社 社外監査役 兼松サステック株式会社 社外監査役 同社 社外取締役(監査等委員) ユナイテッド・アーバン投資法人 監督役員(現職)
2	せきね くみこ 関根 久美子 (1978年7月24日)	2005年10月 2008年4月 2010年4月 2013年4月 2014年10月 2015年4月 2019年9月 2024年5月 2025年6月	裁判官任官 横浜地方裁判所 判事補 「判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律」に基づく弁護士登録 横浜地方・家庭裁判所川崎支部 判事補、川崎簡易裁判所 判事 宇都宮地方・家庭裁判所 判事補、宇都宮簡易裁判所 判事 弁護士登録 田辺総合法律事務所入所 田辺総合法律事務所 パートナー(現職) ユナイテッド・アーバン投資法人 監督役員(現職) 一般社団法人KEIO LACROSSE BASE 監事(現職) アイペット損害保険株式会社 社外監査役(現職)

- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・上記監督役員候補者岡村憲一郎は、かえで会計アドバイザリー株式会社の代表取締役及びCYBERDYNE株式会社の社外監査役を兼務しております。
- ・上記監督役員候補者関根久美子は、田辺総合法律事務所のパートナー、一般社団法人KEIO LACROSSE BASEの監事及びアイペット損害保険株式会社の社外監査役を兼務しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者両名は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第2項の定めに基づき、2025年9月1日より2年とします。

また、本議案において選任される補欠監督役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
しみず ふみ 清水 扶美 (1979年5月19日) (注) 清水扶美氏の戸籍上の氏名は、山崎扶美であります。	2005年10月	弁護士登録 田辺総合法律事務所入所
	2015年4月	田辺総合法律事務所 パートナー
	2015年10月	日本証券金融株式会社入社
	2018年4月	田辺総合法律事務所 パートナー復帰(現職)
	2020年6月	株式会社テクノアソシエ 社外取締役
	2023年1月	防衛調達審議会 委員(現職)

- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠監督役員候補者は、田辺総合法律事務所のパートナー及び防衛調達審議会の委員を兼務しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案又は本投資法人の現行規約第15条第2項に定める議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第15条第1項から第3項までに定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案及び本投資法人の現行規約第15条第2項に定める議案には該当しておりません。

以 上

[illegible]

投資主総会会場ご案内図

The Okura Tokyo オークラ プレステージタワー 2階「オーチャード」
東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 電話03-3582-0111



Okura Parking側道をお進みいただき、
宴会場入口（1階）をご利用ください。

スマートフォン又はタブ
レット端末から右記の
二次元コードを読み取
るとGoogleマップにア
クセスいただけます。



(交通)

- | | | |
|---------------|--------------------|---------|
| ・東京メトロ日比谷線 | 「虎ノ門ヒルズ駅」(出口A1・A2) | より徒歩5分 |
| ・東京メトロ銀座線 | 「虎ノ門駅」(出口3) | より徒歩10分 |
| ・東京メトロ銀座線／南北線 | 「溜池山王駅」(出口14) | より徒歩10分 |

お願い 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。